

## **浄水器設置費補助金交付の流れ**

### **1 交付申請 (申請者➡市)**

(1)この手続きは、必ず補助金の交付を申請しようとする方(以下「申請者」という。)本人もしくは同居されている方が行うものとします。

※取扱業者の方は代行できません。

(2)浄水器購入費等補助金交付申請書(様式第1号)や申請に係る必要書類は、市役所環境規制課(本庁舎7階)で配布しています。また、下記リンクからダウンロードできます。

[浄水器補助金申請様式等のダウンロード](#)

(3)申請者が補助金の交付を申請する際には、市が指定した浄水器(以下「浄水器」という。)のカタログ(コピー可)及びその購入・設置に係る費用の見積書(消費税を除く)が必要となります。

※申請書類を自署ではなく記名・押印により作成する場合は、自動印(シャチハタ等)以外の印章をご使用ください。

(4)交付申請は、必ず浄水器の購入、設置前に手続きすることが必要です。

※浄水器の購入、設置後の交付申請は受け付けません。

### **2 交付決定通知 (市➡補助決定者)**

(1)浄水器購入費等補助金交付決定通知書(様式第2号)を、申請者(以下「補助決定者」という。)に送付します。

(2)補助金の額は、決定通知書に記した額です。したがって、浄水器の購入及び設置に係る費用から、決定通知書に記した額を差し引いた額が補助決定者の自己負担額になります(いずれも税別)。

(3)決定通知書の有効期間(設置報告書の受付期間)は、交付決定日から60日以内です。ただし、3月末日を越える場合には、その有効期間を3月末日までとします。

### 3 設置日調整（補助決定者↔取扱業者）

上記の決定通知書を受け取った補助決定者は、直ちに市が指定した取扱業者（以下「取扱業者」という。）に連絡し、有効期間内に設置するよう日程を調整します。取扱業者は、補助決定者から連絡がない場合は決定通知書が郵送されたか確認して下さい。

### 4 浄水器設置（取扱業者→補助決定者）

取扱業者は上記3で調整した工事日程で浄水器を設置します。

※消費税及び地方消費税については補助事業の対象ではありませんので、取扱業者はその旨を補助決定者に確認の上、補助決定者から自己負担分を受け取って下さい。

### 5 設置報告書の作成・手続きの委任（補助決定者→取扱業者）

(1) 本制度では、5以降の手続きにおける浄水器購入費等報告書（様式第8号）の提出、補助金の交付請求及びその受領について、補助決定者が取扱業者に委任します（委任状が必要）。

(2) 浄水器を設置した後、設置報告の手続きに以下の書類が必要となります。取扱業者は補助決定者から次の書類を受け取ってください。

- (ア) 浄水器購入費等報告書
- (イ) 設置の状況がわかる全景写真（ポラロイド可）
- (ウ) 浄水器購入費等補助金交付決定通知書（様式第2号）の写し、もしくは浄水器購入費等補助金交付決定変更承認通知書（様式第5号）の写し
- (エ) 購入及び設置したことを証する領収証の写し（レシート不可）
- (オ) 委任状（様式第7号）

#### [委任事項]

- ・浄水器購入費等報告書の提出に関する件
  - ・補助金の交付請求（後述）に関する件
  - ・補助金の受領（後述）に関する件
- (カ) 補助決定者宅の井戸水を浄水器で浄化したときの水質に係る計量証明書等

※補助金の交付事業を円滑に実施するため、上記「(イ)設置の状況がわかる全景写真」について、取扱業者は撮影等にご協力ください。

## 6 設置報告書の提出（取扱業者→市）

取扱業者が補助決定者から上記5（ア）～（カ）の必要書類を受け取り、市に提出（郵送可）します。

## 7 補助金額の確定通知（市→補助決定者）

市は報告書の内容を審査したのち、浄水器購入費等補助金確定通知書（様式第9号）により補助決定者へ直接通知します。

## 8 交付請求書類の提出（補助決定者→取扱業者）

交付請求に際し、浄水器購入費等補助金交付請求書（様式第10号）及び上記7の浄水器購入費等補助金確定通知書（様式第9号）の写しが必要となります。取扱業者はこれらの書類を補助決定者から受け取ってください。

## 9 交付請求（取扱業者→市）

取扱業者は補助決定者から交付請求に必要な書類を受け取った後、速やかに市に交付請求（郵送可）します。

## 10 補助金振込（市→取扱業者）

交付請求があつた日から1か月程度で、指定の金融機関の口座に振込みます。

### 【注意事項】

- ① 変更事項が発生した場合は、速やかに環境規制課までご連絡ください。
- ② 取扱業者の指定を辞退される方は、浄水器取扱業者指定通知書（様式第13号）を返却してください。
- ③ 取扱業者が申請者に代わって申請書を取り寄せ、また申請することはできませんので、ご注意ください。
- ④ 取扱業者としてふさわしくない行為があつた場合は、直ちに指定を取り消します。また、当該補助金を返還させることとしますので、ご注意ください。